

受診にあたってのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、受診の際には次のことにご協力をお願いします。ご不明な点は、健康管理課 73-1200 までお問い合わせください。

◎受診する前に自宅で体温測定し、体調の確認をお願いします。

問診票の記入欄（問診票右上）に測定した体温を記入してください。

◎受診をお断りする場合

次の項目に該当する方は、受診を中止してください。該当しなくなってから受診してください。

①新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方。

②受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方。

③下記のいずれかに合致する方のうち、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方。

- ・ 諸外国への渡航歴がある方。
- ・ 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方
（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）。

◎受診延期を考慮していただきたい場合

新型コロナワクチンを接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、体調が回復してから受診することを推奨します。

◎マスクの着用の協力をお願いします。